

9 日ロサケ・マス漁業交渉

昭和 27 年にマッカーサーラインが撤廃され、北洋サケ・マス漁業は本格的に再開されましたが、昭和 31 年に結ばれた日ソ漁業条約により、翌年以降の操業については、日ソ間の交渉により、漁獲割当量や操業海域などが決められることとなりました。

昭和 60 年に新たな日ソ漁業協力協定が結ばれ、その後、昭和 63 年からは、民間協議による日ロサケ・マス合弁事業によるロシア 200 海里水域での操業が開始されましたが、平成 4 年には、北太平洋における遡河性魚類の系群の保全のための条約が結ばれ、北太平洋公海のサケ・マス漁業が全面的に禁止されました。

平成 27 年 6 月 29 日、ロシア 200 海里水域におけるサケ・マス流し網漁業禁止法案がプーチン大統領の署名により成立し、平成 28 年 1 月以降、ロシア連邦の 200 海里水域において流し網漁業の操業を行うことができなくなり、以降のサケ・マス流し網漁業は日本 200 海里水域での操業のみとなりました。

平成 28 年より、ロシア 200 海里水域におけるサケ・マス流し網漁が禁止されたことに伴う、代替漁法を検討するため、国の委託調査事業として海洋調査船を使用しロシア 200 海里水域において曳き網にてトロール漁法を検証しましたが、思うような成果が得られず平成 29 年からは、実際にサケ・マス流し網漁で操業していた漁船(第 68 善龍丸)を調査船として使用し、ロシア 200 海里水域において試験操業を行い、網の改良、操業水域の変更、操業方法の微調整など、試行錯誤を重ねた結果、年々漁獲量が増加するなど、着実に成果が挙げられてきていましたが、令和 4 年から令和 5 年は、ロシアによるウクライナ侵攻による情勢と操業の必要性や緊急性を総合的に判断し、ロシア水域での試験操業の実施が見送られています。

他方で、日本 200 海里水域におけるサケ・マス漁業交渉においては、令和 4 年、令和 5 年ともに順調に交渉が進められ、操業機会が確保されました。

また、令和 6 年度の日ロサケ・マス漁業交渉(日本 200 海里)においては、令和 6 年 3 月 14 日に妥結となり、予てより漁業者が要望していた操業開始日の前倒しを実現され、例年より 1 週間早い 4 月 3 日から出漁することが決定しました。

なお、令和 6 年のロシア 200 海里水域での試験操業については 3 月末現在未定となっています。

※「日本 200 海里水域分」については「日ロ漁業合同委員会」において、「ロシア 200 海里水域分」については「日ロ政府間協議」において毎年協議を行っています。

(1) 合意内容

① 日本 200 海里水域の漁獲可能量等

ア. 漁獲可能量

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
漁獲可能量	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t

イ. 魚種別漁獲可能量

魚種	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
カラフトマス※	1,550 t	1,550 t	1,550 t	1,550 t	1,550 t
シロザケ	500 t	500 t	500 t	500 t	500 t
合計	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t	2,050 t

※ベニザケ・ギンザケ・マスノスケ含む。

ウ. 漁業協力費

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
上限	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円	3 億 13 万円
下限	2 億 6,000 万円	2 億 6,000 万円	2 億円	2 億円	1 億 8,000 万円

エ. 出漁隻数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北海道隻数	35隻	31隻	19隻	20隻	20隻
(内)根室隻数	24隻	21隻	12隻	13隻	14隻

■日ロサケ・マス漁業交渉における漁獲割当量及び漁業協力費の推移

年次	ロシア200海里					日本200海里		
	隻数			割当量(t)	入漁料(円/kg)	隻数	割当量(t)	協力費(億円)
	小型	中型	計					
平成5年	6	60	66	22,000	小型・中型 215	172	4,819	7.5
平成6年	18	88	106	19,200	小型・中型 239	172	4,819	7.5
平成7年	27	86	113	28,200	小型・中型 245	139	5,123	7.5
平成8年	27	78	105	22,000	小型245 中型238	125	5,123	7.5-6.9
平成9年	30	78	108	25,743	小型245 中型238	123	5,123	7.5-6.7
平成10年	30	70	100	17,290	小型245 中型239	130	5,123	7.5-6.7
平成11年	30	73	103	17,200	小型246 中型242	134	5,370	7.75-7.03
平成12年	30	67	97	16,110	小型247 中型243	140	5,920	8.59-7.03
平成13年	27	37	64	11,670	小型258 中型248	131	5,170	7.7-6.7
平成14年	27	34	61	10,780	小型・中型 265	101	4,100	6.1-5.25
平成15年	15	19	34	5,770	小型・中型 292.5	85	4,100	6.15-5.45
平成16年	26	22	48	6,850	小型・中型 292.5	85	3,660	5.48-4.88
平成17年	27	22	49	7,121	小型・中型 292.5	84	3,560	5.33-4.74
平成18年	29	15	44	8,760	小型・中型 292.5	92	3,340	5-4.45
平成19年	25	21	46	10,275	小型・中型 292.5	92	3,175	4.76-4.04
平成20年	22	21	43	9,735	小型・中型 307	81	3,005	4.36-3.71
平成21年	15	16	31	6,880	小型304 中型308.7	81	2,855	4.25-3.64
平成22年	16	20	36	8,447	小型300.3 中型306.6	82	3,055	4.43-3.85
平成23年	18	9	27	5,556	小型300.3 中型306.6	78	2,694	3.91-3.39
平成24年	20	13	33	7,071	小型300.3 中型306.6	72	2,562	3.71-3.22
平成25年	19	14	33	5,370	小型300.3 中型306.6	62	上限なし	3.71
平成26年	20	18	38	6,630	小型300.3 中型306.6	43	1,949	2.85-2.52
平成27年	19	-	19	1,961.75	小型306.60	49	2,050	3.00-2.64
平成28年	※曳き網による試験操業			68.88	調査船306.60	45	2,050	3.00-2.64
平成29年				62.00	調査船(漁船)306.60	46	2,050	3.00-2.65
平成30年				95.00	調査船(漁船)248.10	47	2,050	3.00-2.65
令和元年				95.00	調査船(漁船)256	41	2,050	3.00-2.65
令和2年				125.00	調査船(漁船)195	35	2,050	3.00-2.60
令和3年				125.00	調査船(漁船)195	31	2,050	3.00-2.60
令和4年				※操業見送り			-	-
令和5年	※操業見送り			-	-	20	2,050	3.00-2.00
令和6年	※未定(令和6年3月末時点)			-	-	20	2,050	3.00-1.80

※表示単位未満の端数については四捨五入による表記とする。

② ロシア 200 海里水域の漁獲可能量等

ア. 漁獲可能量

年次	中型船			小型船	合計
	全鮭連	北友水産	ホクヨー	道鮭連	
令和元年	-	-	-	-	調査船(漁船) 95t
令和2年	-	-	-	-	調査船(漁船) 125t
令和3年	-	-	-	-	調査船(漁船) 125t
令和4年	-	-	-	-	-
令和5年	-	-	-	-	-

※平成28年～令和3年まで、国の委託調査事業として、曳き網によるサケ・マス代替漁法の試験操業を実施した。

※令和4年及び令和5年はロシア200海里水域での試験操業は見送られた。

イ. 水域・魚種別漁獲可能量※調査船のみ

水域	魚種	シロザケ		ベニザケ		その他※		合計	
		割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績	割当量	実績
令和元年	1区	30t	2.7t	30t	4.0t	35t	20.9t	95t	27.6t
令和2年	3a区	25t	2.0t	25t	3.7t	75t	21.9t	125t	27.6t
令和3年	3a区	24t	7.5t	15t	3.0t	86t	77.7t	125t	88.2t
令和4年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和5年	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ その他 …… カラフトマス、キンザケ、マスノスケ

ウ. 有償入漁料

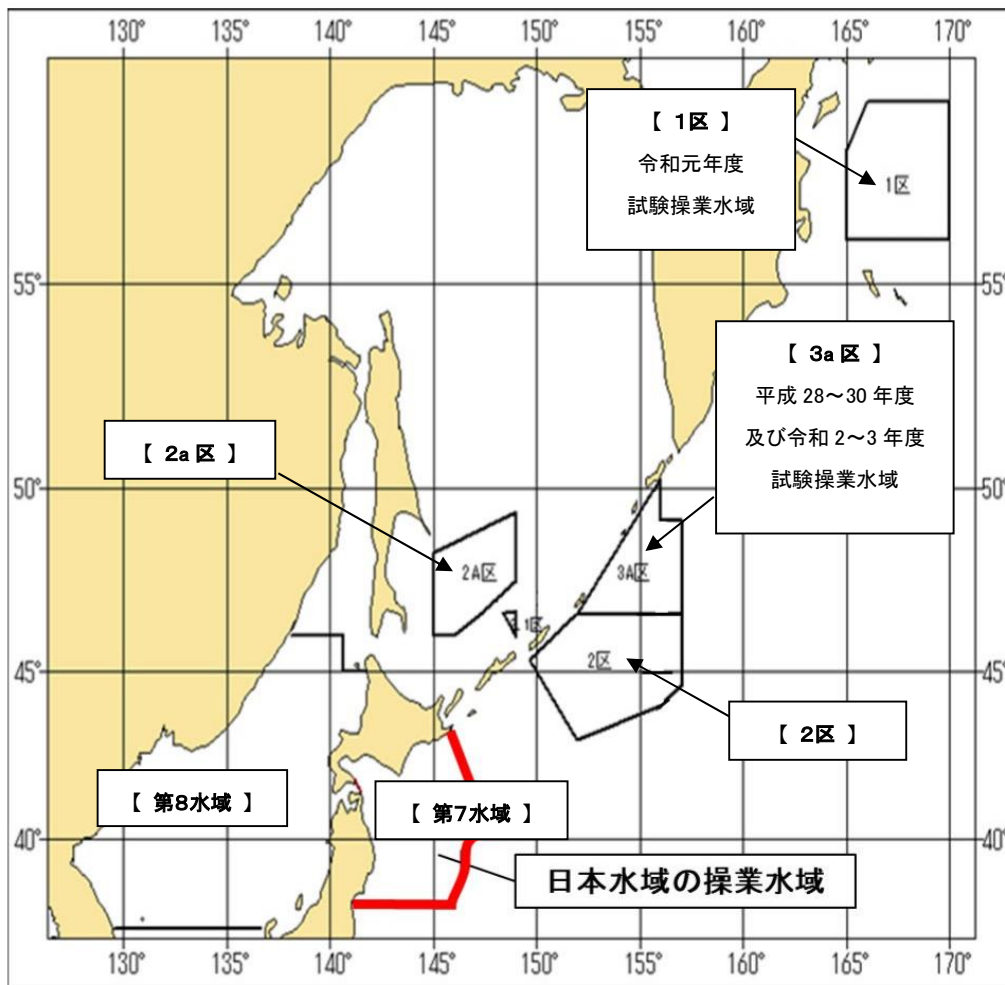
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
調査船	2,432万円	2,433万円	2,433万円	-	-

エ. 出漁隻数

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
調査船	1隻	1隻	1隻	-	-
合計	1隻	1隻	1隻	-	-

※平成29年～令和3年までの調査船については、漁船を使用した。

(2) 日ロサケ・マス漁業交渉操業区域図



【出典：農林水産省 Web サイト】

- ※第7・8水域においては日本の200海里水域。
- ※第8区における操業は2011年以降なされていない。